

議 第 1 7 号 議 案

定期的な聴力検査の機会の創設を求める意見書の提出について

定期的な聴力検査の機会の創設を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年9月26日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者	富士見市議会議員	須 崎 悦 子
賛成者	同	根 岸 操
	同	加 賀 奈々恵

提 案 理 由

定期的な聴力検査の機会の創設を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

定期的な聴力検査の機会の創設を求める意見書

近年、聴力の衰えと認知機能の低下の関係について研究が進んでおり、厚生労働省の「新オレンジプラン」でも、難聴が認知症の危険因子とされている。難聴の早期発見・治療が認知症の予防につながるとして、厚生労働省は聞こえのチェックリストの活用を推奨するなど、聴力に関する積極的な取組を進めている。

加齢性難聴は、一般的に40歳代から始まり、65歳を過ぎると急激に増加するといわれている。定期的な聴力検査による早期発見が重要で、早期発見することにより、難聴による認知症予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制につながる。

しかし、聴力検査は、労働安全衛生法の定期健康診断を受診する機会のない者は、自ら人間ドック等を受診するほかなく、その場合、費用的負担が大きい。

よって、富士見市議会は、政府に対し、定期的な聴力検査の機会を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	様
財 務 大 臣	様
厚生労働大臣	様